

令和4年度 鶴嶺西地区まちぢから協議会 主要事業の実績表

令和5年5月23日
第1回茅ヶ崎市地域
コミュニティ審議会
資料5-1

[illegible]

認定コミュニティ活動状況資料

鶴嶺西地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～6
委員名簿	7

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	8～13
当該年度の活動計画書及び収支予算	14～16

【参考資料】 まちづくりアンケート調査結果概要

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

鶴嶺西地区は茅ヶ崎市の西部に位置し、約6,300世帯、16,000人が暮らしている。区域は、東は小出川から西は相模川まで、南は国道一号（今宿の一部は国道南側含む）から北は寒川町との境まで、萩園、平太夫新田、今宿がその区域となっている。昔から農業を生業とする人々が居住する地域をはじめ、人口増加に伴って新たに集合住宅や戸建て住宅の開発が進み、比較的若年層が多い地域ができるなど、多様な家族構成の世帯が生活している。

鶴嶺西地区ではこれまでも自治会に加え、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区体育振興会、青少年育成推進協議会などの団体が地区自治会連合会に参加し、情報共有をすると共に互いに協力して活動してきた。この状況を基盤にし、さらに多くの地域で活動する団体同士が連携を図り、身近な問題に対して話し合う事ができる住民相互の連携を図る必要があると考えている。

また、地域と市とが密接に連携・協力し、新たな地域コミュニティのもとに地域の力、情報や資源を結集しながら、課題を見出し、その課題を解決していくためにこの取り組みを実施する。

審 査 基 準		基準への適合状況（事務局にて確認）	基準への適合状況（R 5 年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第 2 条に市長が告示する鶴嶺西地区を協議会の活動区域とする規定あり。	・ 申請時と同様で変更無し
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図 9」と規約第 2 条における協議会の活動区域が合致。	・ 申請時と同様で変更無し
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第 5 条（１）に「地区に属する全ての単位自治会の代表者」が委員である規定あり。	・ 申請時と同様で変更無し
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり 1 0 自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・ 申請時と同様で変更無し
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第 3 条第 1 項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第 5 条（２）～（１０）に規定あり。（（７）を除く。） ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （２）地区社会福祉協議会 （３）地区民生委員児童委員協議会 （１０）地域包括支援センターみどり ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （６）地区体育振興会 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （４）今宿小学校区青少年育成推進協議会 （５）浜之郷小学校区青少年育成推進協議会 （８）今小手をつなぐ会 （９）萩園中学校学級代表者委員会	・ 申請時と同様で変更無し
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第 5 条（２）～（１０）（（７）を除く。）」に規定される団体名が記載されている。	・ 申請時と同様で変更無し
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第 5 条（１２）に規定あり。	・ 申請時と同様で変更無し
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第 9 条及び第 1 8 条～第 2 2 条に部会の規定あり。	・ 申請時と同様で変更無し
	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第 9 条第 2 項及び第 3 項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・ 申請時と同様で変更無し
(6)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第 3 条に目的、第 1 条に名称及び事務所の所在地、第 2 条に主として活動する区域、第 8 条に代表者に関する事項、第 9 条に会議に関する事項が規定されている。	・ 申請時と同様で変更無し
(7)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。	規約第 4 条に営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れる。	・ 申請時と同様で変更無し
(8)	申請書類から、前項の事業が行われないことが読み取れるか。		・ 別紙事業報告書のとおりに、規約第 3 条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

鶴嶺西地区まちぢから協議会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、鶴嶺西地区まちぢから協議会（以下、「本会」という。）と称し、その所在地を鶴嶺西コミュニティセンター（所在地：茅ヶ崎市萩園2360番地1）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する鶴嶺西地区とする。

(目的)

第3条 次に掲げる地域的な活動を、地域住民相互の協力により進めることで、住みよい地域環境を作ることが目的である。

- (1) 住民の意見・要望等の取りまとめ及び地域課題についての検討
- (2) 住民相互の連絡及び各種の情報提供や諸事業の広報活動
- (3) 防犯・防災等の住民及び地域社会の安全を図るための活動
- (4) 福祉・保健衛生等の生活環境の向上・発展を図るための活動
- (5) レクリエーション等の住民相互の親睦を図るための活動
- (6) 地域住民の自主的活動の推進を図るための活動
- (7) その他地域力向上のための活動

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) 鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長が告示する鶴嶺西地区に属する単位自治会の代表
- (2) 鶴嶺西地区社会福祉協議会の代表
- (3) 鶴嶺西地区民生委員児童委員協議会の代表
- (4) 今宿小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (5) 浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (6) 鶴嶺地区体育振興会の代表
- (7) 第26条第1項に規定する鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会の代表
- (8) 今小手をつなぐ会の代表
- (9) 萩園中学校学級代表者委員会の代表
- (10) 地域包括支援センターみどりの代表
- (11) 第21条第2項に規定する部会長
- (12) 公募による者（2名以内）
- (13) 本会が推薦する者（2名以内）

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 書記 1名
- (6) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から互選により選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。

2 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は再任を妨げない。

4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、役員として職務を行わなければならない。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(3) 事務局長は、協議会の事務等を行うと共に各団体との調整を行う。

(4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。

(5) 書記は、会議の記録を行う。

(6) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

2 総会及び運営委員会は、各会議を構成する者の過半数の出席により成立する。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出をもって出席とみなす。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議には、各会議を構成する者以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会)

第10条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第6号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 役員の選任及び解任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、委員をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第16条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第17条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の委員等の入会又は退会の承認に関すること。
- (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
- (3) 部会の設置及び廃止に関すること。
- (4) 各部長の選任及び解任の承認に関すること。
- (5) 各部会が協議した事項に関すること。
- (6) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
- (7) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。
- (8) 住民への周知に関すること。
- (9) 鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営の総合調整に関すること。
- (10) その他委員等から提案された事項に関すること。

(役員会)

第18条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会、運営委員会に付議すべき事項。
- (2) 総会、運営委員会、部会、鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会の会務の調整に関する事項。

(部会)

第21条 部会は、委員及び部会員をもって構成する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、部会の中から互選により選任する。

4 部会員は、鶴嶺西地区に在住、在勤又は在学する者とする。

5 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任務)

第22条 部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。

(1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。

(2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

第23条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第24条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第25条 部会は、所掌する事項について調査・審議する。

2 部会名及び必要な事項は、別に定める。

(鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営)

第26条 鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営は、本会の中に設ける鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会が行う。

2 鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営について必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第27条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は事務局長と事務局員で構成する。

3 事務局は、次の事項を行う。

(1) 会議の開催通知に関すること、

(2) 会議の資料の作成に関すること。

(3) 会議の議事録の作成に関すること。

(4) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。

(5) その他本会の運営に必要な事項に関すること。

(事業及び会計年度)

第28条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第29条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(必要事項)

第30条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規約は平成28年10月8日から施行する。

2 本会設立当初の役員の任期は平成30年3月末日とする。

- 3 前項の役員が選任されるまでの間は、鶴嶺西地区まちぢから協議会設立準備会の役員を務めた者が、第8条に位置付ける役員の任務を担うこととする。
- 4 運営委員に「地域包括センターみどりの代表」を追加、「鶴嶺西地区防災連絡会の代表」を削除する（H29.05.20）
- 5 この規約は、鶴嶺西地区まちぢから協議会内に鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会が組織編入することに伴い、令和2年9月19日の臨時総会の議決に基づき、令和3年4月1日から施行する。

2022年度 鶴嶺西地区まちぢから協議会 【運営委員名簿】

No	規約該当委員	所属団体名	お名前	役職
1	鶴嶺西地区単位自治会の代表	萩園自治会	和田 秀雄★	副会長
2	鶴嶺西地区単位自治会の代表	新田自治会	日比 弘幸	
3	鶴嶺西地区単位自治会の代表	今宿自治会	貴島 義夫	会長
4	鶴嶺西地区単位自治会の代表	今宿グリーンハイム自治会	石崎 晴美★	
5	鶴嶺西地区単位自治会の代表	コスモ茅ヶ崎プレシオ自治会	田上 等★	
6	鶴嶺西地区単位自治会の代表	第一ハイツ茅ヶ崎自治会	大村 達也★	
7	鶴嶺西地区単位自治会の代表	ファミリー茅ヶ崎自治会	高橋 洋子	
8	鶴嶺西地区単位自治会の代表	萩園サンハイム自治会	久慈 崇	
9	鶴嶺西地区単位自治会の代表	ライオンズマンション茅ヶ崎第三自治会	高橋 守	
10	鶴嶺西地区単位自治会の代表	リステージ茅ヶ崎ツインマークス自治会	梅田 和香寿★	
11	地区社会福祉協議会の代表	鶴嶺西地区社会福祉協議会	堀内 秀行	副会長
12	地区民生委員児童委員協議会の代表	鶴嶺西地区民生委員児童委員協議会	濱田 盛厚	
13	今宿小学校区青少年育成推進協議会の代表	今宿小学校区青少年育成推進協議会	山本 和男	
14	浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表	浜之郷小学校区青少年育成推進協議会	高橋 孝子	
15	鶴嶺地区体育振興会の代表	鶴嶺地区体育振興会	嶋津 秀明	
16	鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会の代表	鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会	早川 正	副会長・事務局長
17	今小手をつなぐ会の代表	今小手をつなぐ会	中島 由佳子	
18	萩園中学校学級代表者委員会の代表	萩園中学校学級代表委員会	小池 美香★	
19	地域包括支援センターみどりの代表	地域包括支援センターみどり	菊池 利枝★	
20	会則第5条11項による部会長①	地区まちぢから 防災部会長	久慈 崇	
	会則第5条11項による部会長②	地区まちぢから 自治会部会長	貴島 義夫	
21	会則第5条11項による部会長③	地区まちぢから 広報部会長	高橋 祐二	
	会則第5条11項による部会長④	地区まちぢから 子供部会長	山本 和男	
22	公募委員	公募委員① (2021.04.01～2023.03.31)	吉田 恵子	監事
23	協議会推薦	協議会推薦	小島 勝己	監事
		協議会推薦	吉房 和夫	会計
		萩園自治会 オブザーバー		
		ファミリー茅ヶ崎自治会オブザーバー		

鶴嶺西地区まちぢから協議会 令和4年度の活動実績報告

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1. 会議等の実施

(1) 各種定例会議 (総会、役員会、運営委員会 (兼自治会部会))

日 付	会議の名称	主な内容等
令和4年4月9日(土)	4月役員会	総会に向けた事前の議題検討
4月16日(土)	4月運営委員会	1.全般 2.課題について 3.事業 4.その他
5月14日(土)	5月役員会	総会打合せ
5月21日(土)	定期総会	《鶴嶺西地区まちぢから協議会》 議案第1号 令和3年度活動実績報告 議案第2号 令和3年度収支決算・会計監査報告 議案第3号 令和4年度事業計画 議案第4号 令和4年度収支予算 《鶴嶺西地区コミュニティセンター》 議案第5号 令和3年度活動実績報告 議案第6号 令和3年度収支決算・会計監査報告 議案第7号 令和4年度事業計画 議案第8号 令和4年度収支予算
6月11日(土)	6月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
6月18日(土)	6月運営委員会	1.全般 2.課題について (市民集会／感震ブレイカーの設置促進／各部会活動) 3.事業 (まちづくりアンケート調査結果の取扱) 4.その他 (事務室への Wi-Fi の導入)
7月9日(土)	7月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
7月16日(土)	7月運営委員会	1.全般 2.課題について (市民集会／感震ブレイカーの設置促進／各部会活動) 3.事業 (まちづくりアンケート調査結果の取扱) 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.行政からの依頼・説明事項 7.まちぢから協議会連絡会

		8.茅ヶ崎警察署安全課による講演
8月13日(土)	8月役員会	運営員会に向けた事前の議題検討
8月21日(土)	8月運営委員会	1.全般 2.課題について（市民集会／各部会活動） 3.事業（まちづくりアンケート調査結果の取扱） 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.行政からの依頼・説明事項 7.まちぢから協議会連絡会
9月10日(土)	9月役員会	運営員会に向けた事前の議題検討
9月17日(土)	9月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業（スマホ教室の開催） 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.行政からの依頼・説明事項 7.まちぢから協議会連絡会 8.6月に開催した情報交換会のまとめ
10月8日(土)	10月役員会	運営員会に向けた事前の議題検討
10月23日(土)	10月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業（スマホ教室の開催） 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.行政からの依頼・説明事項 7.まちぢから協議会連絡会
11月12日(土)	11月役員会	運営員会に向けた事前の議題検討
11月19日(土)	11月運営委員会	1.全般 2.部会活動（市民集会） 3.事業（スマホ教室の開催） 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.行政からの依頼・説明事項 7.まちぢから協議会連絡会
12月10日(土)	12月役員会	運営員会に向けた事前の議題検討
12月17日(土)	12月運営委員会	1.全般 2.部会活動（市民集会） 3.事業（スマホ教室の開催） 4.各団体からの連絡・依頼事項

		5.その他 6.茅ヶ崎警察署からの依頼事項 7.行政からの依頼・説明事項 8.まちぢから協議会連絡会
令和4年1月14日(土)	1月役員会	運営員会に向けた事前の議題検討
1月21日(土)	1月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.まちぢから協議会連絡会
2月11日(土)	2月役員会	運営員会に向けた事前の議題検討
2月18日(土)	2月運営委員会	1.全般 2.部会活動（市民集会） 3.事業 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他（公募委員の募集） 6.まちぢから協議会連絡会
3月18日(土)	3月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.まちぢから協議会連絡会

（２）防災部会の活動

日 付	会議の名称	主な内容等
令和4年6月18日(土)	防災部会	防災訓練は、11月6日に決定しました、今後進め方について検討を行う。
7月16日(土)	第1回防災部会	本年度1回目の防災会議を行いました。
8月20日(土)	第2回防災部会	・11月6日防災訓練内容検討 ・防災部会長・書記の決定 ・防災部会連絡網作成協力
9月17日(土)	第3回防災部会	・11月6日防災訓練はクロスロードに決定 ・市防災対策課より防災部員の役割り説明
10月15日(土)	第4回防災部会	・各団体・自治会における防災訓練について ・第一ハイツ11/29実施 ・防災訓練の詳細説明
10月15日（日）	地区防災訓練	・鶴嶺西コミュニティセンター2階にて図上訓練

	地区防災訓練	クロスロードの勉強会 ・情報伝達訓練 ・駐車場で、起震車の体験
11月19日(土)	第5回防災部会	・風水害についての各自治会の課題について ・今宿・コスモ茅ヶ崎プレシオ・須賀新田・ 第一ハイツ茅ヶ崎・今宿グリーンハイムより説明
12月17日(土)	第6回防災部会	・11/27(日)の第1ハイツ茅ヶ崎にて行われた 防災訓練についての感想 ・今宿・コスモ茅ヶ崎プレシオの課題におついて の話し合い
1月21日(土)	第7回防災部会	須賀新田・第一ハイツ茅ヶ崎の課題についての話し合い
2月18日(土)	第8回防災部会	・風水害の課題から今宿グリーンハイム・萩園サンハイムの課題についての話し合い
3月18日(土)	第9回防災部会	・防災対策課より自主防災組織活動・防災訓練などの冊子説明 ・来年度以降の避難行動要支援者支援制度の取り組み説明

(3) 子ども部会の活動

今宿小推進協、浜之郷推進協を中心に協議・事業等を実施しました。

2. 事業の実施

日 付	区分	事業名	内 容・実施体制・参加者数
令和4年10月	共催	鶴嶺地区体育祭	コロナの為中止
令和4年11月6日	主催	地区防災訓練	起震車体験、クロスロード勉強会 参加者数 29人
令和5年1月上旬	主催	新春のつどい	コロナの為中止
令和5年1月22日	主催	地区市民集会	鶴嶺西地区の交通安全について その他の事項について 参加者数

3. その他の活動

(1) 広報活動

☐ 「鶴嶺西地区まちぢから協議会」のホームページの運用を行い、自治会をはじめ地域団体、関係機関のトピックスなどを随時掲載し、まちぢから協議会のPRや地域の活動について情報発信しました。(URL:<https://c-machi.sakura.ne.jp/wp/turunishi/>)

☐ 地区内に転居した方が自治会の活動を知るため、また、より多くの地域住民が地域の

活動に興味を持ってもらえるよう、鶴嶺西地区の自治会紹介ページを掲載しました。

□広報部会長が茅ヶ崎市まちぢから協議会ホームページ管理運営チーム作業部会に参加し、ホームページの運用について他地区との意見交換を行いました。

(2) 公募委員の募集

公募委員については、令和2年度末で任期満了となったため、新たに募集するための募集要項の整備、チラシの作成等の準備を行いました。

(3) 鶴嶺西地区まちづくりアンケート調査

令和3年度に実施した調査結果を冊子にとりまとめ、構成団体及び地区内公共施設等に送付しました。

また、特に意見の多かった「鶴嶺西地区の交通安全について」を市民集会の議題として取り上げました。

【発行部数】 報告書100部／概要版700部

(4) 鶴嶺西地区まちぢから協議会防災無線について

- ・アンテナ交換後の無線応答者の増加は見られた。
- ・バッテリー交換が3件あったが、不具合対応は今後とも行います。

/ 以上

鶴嶺西地区まちぢから協議会 令和4年度の収支決算及び監査報告

収入の部

単位円

項 目		予算額	決算額	決算—予算	摘 要
前年度繰越金	1	1,219,621	1,219,621	0	
茅ヶ崎市:運営補助金等	2	250,000	250,000	0	認定コミュニティ助成金
茅ヶ崎市:防災訓練補助金	3	87,000	2,900	-84,100	防災対策課
自治会分担金	4	573,220	573,640	420	まちぢ協、地区社協、推進協、体育振興会、防犯協会、(10自治会)
雑収入	5	10,000	4,812	-5,188	無線電波使用料、預金利息等
預り金	6	40,000	40,000	0	会長・副会長(市:まちぢから協議会正副会長謝礼)
合 計	7	2,179,841	2,090,973	-88,868	

支出の部

単位円

項 目		予算額	決算額	予算—決算	摘 要	
運 営 費	会議費	8	10,000	7,848	2,152	定期総会開催通知等
	研修費	9	30,000	0	30,000	
	印刷製本費	10	30,000	51,041	-21,041	コピー代
	消耗品費	11	10,000	7,416	2,584	事務用品等
	通信交通費	12	20,000	0	20,000	
	電波使用料	13	30,000	21,200	8,800	
	関連団体経費	14	20,000	0	20,000	
	団体分担金	15	326,350	336,700	-10,350	地区社協、今小・郷小推進協、防犯協会
	預り金	16	40,000	40,000	0	会長・副会長(市:まちぢから協議会正副会長謝礼)
	備品整備費	17	50,000	175,780	-125,780	プリンター購入、Wi-Fi工事費
	慶弔費	18	0	0	0	
予備費	19	953,491	0	953,491		
小 計	20	1,519,841	639,985	879,856		
事 業 費	地区防災訓練	21	250,000	0	250,000	
	地区市民集會費	22	10,000	0	10,000	
	広報活動費	23	50,000	9,874	40,126	自転車利用パンフレット配布
	新春の集い	24	250,000	0	250,000	
	アンケート調査	25	100,000	155,771	-55,771	印刷費、郵送費、消耗品費、報償費
	小 計	26	660,000	165,645	494,355	
合 計	27	2,179,841	805,630	1,374,211		

2023/4/13

次期繰越額 (7)―(27)

¥1,285,343

通帳残高 ¥1,268,633

現金残高 ¥16,710

返金予定 ¥0

次期繰越額 ¥1,285,343

上記の通り報告します。

会 長 貴島 義夫

会計担当 早川 正

令和 5年 5月 6日

収支決算書、預金通帳・現金、証書類を監査しましたところ、適正なものと認めます。

監 事 吉田 恵子

監 事 小島 勝己

鶴嶺西地区まちぢから協議会 令和5年度の事業計画（案）

（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

1. 会議等の計画

（1）総会および役員会・運営委員会

- ☐ 定期総会は、5月に西コミセン会議室にて開催し、旧・新年度の事業及び会計状況・役員体制の審査を行う。
- ☐ 役員会は、毎月の第2土曜日の9：30から、西コミセン会議室にて開催し、運営委員会への提案等の検討・確認作業を行う。
- ☐ 運営委員会は、毎月の第3土曜日の11：00から、自治会部会を兼ねて、西コミセン会議室で開催し、役員会からの提案審査、行政からの依頼・連絡事項の紹介・検討を行う。

（2）部会活動

① 防災部会

- ☐ 防災部会は、複数年度任期の部会員による運営とし、6月から原則月1回の会議を予定する。
- ☐ 防災部会の活動は、地域の防災対策の検討と、地区防災訓練や防災無線機の運用を含む資機材の整備について検討し、運営委員会に提案頂く。
- ☐ 現状の自治会代表だけにとらわれず、広く防災活動に理解ある部員を募集し、幅広い活動をめざす。

② 子ども部会

- ☐ 子ども部会は、今小・郷小推進協を柱に、当面青少年・児童の関係団体・個人の緩やかな情報交換活動を目指す。

③ 広報部会

- ☐ 鶴嶺西地区まちぢから協議会のホームページについて、地域の活動を積極的に発信するため、構成委員からの投稿やトピックスを増やせるよう働きかけを行う。また、全自治会の紹介ページを掲載できるよう努めるとともに、関係団体の活動や鶴嶺西コミュニティセンターのイベント案内など、情報の充実を図っていく。
- ☐ 検討事項として、テーマ毎の写真投稿など、個人の資格で投稿できるHP環境の検討と、さらなる情報発信として広報誌発行も検討していく。

2. 事業の実施予定

日 程	事 業	区分	補 足
10 月	地区体育祭	共催	鶴嶺地区体育振興会と共催
11 月	地区防災訓練	主催	
11 月	市民集会	主催	
1 月上旬	新春のつどい	主催	

- ☐ 新型コロナウイルス感染症のまん延状況により中止もしくは延期、開催方法の変更等となる可能性もあるが、平年ベースで記載した。
- ☐ 各事業は、地区まちぢから協議会が主催・共催となるので、自治会員以外の参加も可能となるよう配慮して企画する。
- ☐ 市民集会は、複数のテーマ案件に絞り込んだ意見交換方式とし、コロナ禍での開催手法を検討しながら、自治会部会で主催する。
- ☐ 地区体育祭は、鶴嶺東西両地区のイベントなので、体育振興会と東西の地区まちぢから協議会で協力して進めていく。振興会東西分離の課題もあるが、まずは自治会の参加を働きかける。
- ☐ 地区防災訓練は、防災部会で検討の上で主催する。集合訓練では、避難所運営（情報受伝達）訓練用に、単位自治会で起り得る障害をリストアップしてもらう。
- ☐ 「新春のつどい」は、誰もが参加できる形式を企画の基本に置くこととするが、開催の有無やあり方についても検討を行う。

3. 地区防災用無線機の扱いについて

- ☐ 令和3年度に、鶴嶺西地区自治会連合会から鶴嶺西地区まちぢから協議会に無線局登録を行った。災害時の貴重な連絡ツールとして、引き続き適切な運用を図っていく。

※本事業計画については、新型コロナウイルス感染状況や社会の動向によって変更となる可能性があります。

/ 以上

鶴嶺西地区まちぢから協議会 令和5年度の収支予算（案）

収入の部

単位円

項	目	予算額	前年度決算額	摘 要
前年度繰越金	1	1, 219, 621	1, 219, 621	
茅ヶ崎市：運営補助金等	2	250, 000	250, 000	認定コミュニティ助成金
茅ヶ崎市：防災訓練補助金	3	87, 000	2, 900	地区内自治会所帯数（約4, 600世帯）で算出
自治会分担金	4	573, 640	573, 640	まちぢから協議会関連団体分担金（10自治会）
雑収入	5	10, 000	4, 812	単位自治会電波立替料、会合会費
預り金	6	40, 000	40, 000	まちぢから協議会正副会長謝礼
合 計	7	2, 180, 261	2, 090, 973	

支出の部

単位円

項	目	予算額	前年度決算額	摘 要
運 営 費	会議費	8	10, 000	7, 848 地区内会合補助等
	研修費	9	30, 000	0 視察経費、研修費、外部講習会等
	印刷製本費	10	30, 000	51, 041 コピー、印刷費等
	消耗品費	11	10, 000	7, 416 プリンタインク、無線機バッテリー購入等
	通信交通費	12	20, 000	0 郵送費、出張交通費、PC通信費等
	電波使用料	13	30, 000	21, 200 鶴嶺西簡易無線局（49台分）経費
	関連団体経費	14	20, 000	0 まちぢ協議会連絡会経費等
	団体分担金	15	336, 700	336, 700 地区社協、体育振興会、今小・郷小推進協、防犯協会
	預り金	16	40, 000	40, 000 まちぢから協議会正副会長謝礼
	備品整備費	17	150, 000	175, 780 オンライン環境整備、防災関連備品購入等
	慶弔費	18	0	0
	予備費	19	943, 561	0
	小 計	20	1, 620, 261	639, 985
事 業 費	地区防災訓練	21	250, 000	0 訓練用資機材、啓発品購入等
	地区市民集会費	22	10, 000	0 資料印刷代等
	広報活動費	23	50, 000	9, 874 広報誌発行、HP運営
	新春の集い	24	250, 000	0 飲食代、会場設営、講師謝礼等
	アンケート調査	25	0	155, 771
	小 計	26	560, 000	165, 645
合 計	27	2, 180, 261	805, 630	

2023/4/13

鶴嶺西地区まちづくりアンケート調査結果報告書

～概要版～

この資料は、令和4年2月に実施した「鶴嶺西地区まちづくりアンケート調査」の結果の概要です。お寄せいただいたご意見は、今後の鶴嶺西地区まちづくり協議会の活動のための重要な資料として活用させていただきます。アンケート調査にご協力いただいたみなさま、大変ありがとうございました。

令和4年6月 鶴嶺西地区まちづくり協議会

調査の概要

- ◆調査目的・・・・・・・・本調査は、鶴嶺西地区について日頃感じていることや地域の課題、まちづくりに関する意見などを把握し、鶴嶺西地区まちづくり協議会の活動のための基礎資料とすることを目的に実施した。
- ◆調査地域・・・・・・・・茅ヶ崎市鶴嶺西地区（萩園、平太夫新田、今宿）
- ◆調査対象・・・・・・・・茅ヶ崎市鶴嶺西地区在住者
- ◆調査方法・・・・・・・・鶴嶺西地区に居住する自治会加入世帯に調査票を配布し、自治会ごとに取りまとめて回収、鶴嶺西コミュニティセンターへの持参による回収、インターネットでの回答、郵送による回収を行った。
自治会未加入者も回答ができるよう、鶴嶺西コミュニティセンター、鶴嶺公民館に調査票を配架するとともに、インターネット回答も可能とした。
- ◆周知方法・・・・・・・・鶴嶺西地区内の広報掲示板 14 箇所、自治会広報掲示板 10 箇所にアンケート実施に係るチラシの掲示に加え、鶴嶺西地区まちづくり協議会ホームページにアンケート実施について掲載した。
- ◆配布数及び回収数・・・4,687 世帯に調査票を配布し、1,435 世帯から回収。インターネットでの回答が 190 件、合計 1,625 件の回答があった。（回収率：34.6%）

- 【調査項目】
- 1 基本的属性
 - 2 鶴嶺西地区について
 - 3 地域での活動や鶴嶺西地区まちづくり協議会について
 - 4 鶴嶺西コミュニティセンターについて
 - 5 もっと鶴嶺西地区が暮らしやすいまちになるために

※本結果報告書は概要版として作成しているため、一部の設問を省略しています。

※結果の詳細は、鶴嶺西地区まちづくり協議会のホームページや鶴嶺西コミュニティセンターにも配架しています。ぜひご覧ください。

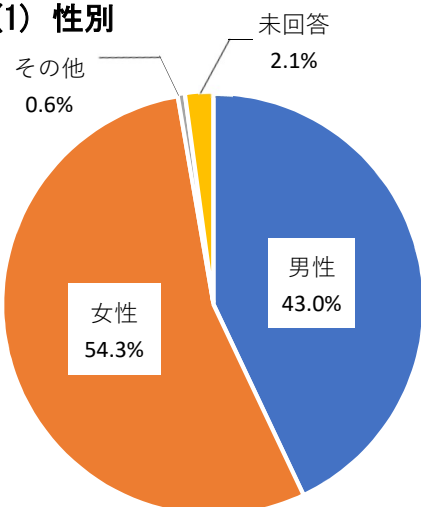
【アンケート調査に関する問い合わせ先】

・お住いの自治会の会長
・鶴嶺西地区まちづくり協議会
電 話 （0467）83-1211
（鶴嶺西コミュニティセンター内）

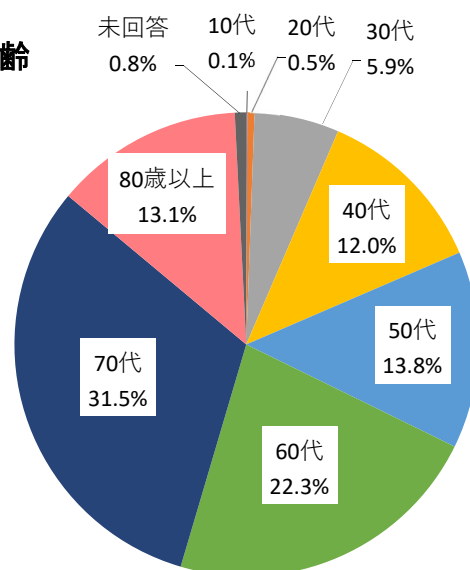


茅ヶ崎市総務部市民自治推進課地域自治担当
電 話 （0467）82-1111（代表）
ファクス （0467）87-8118
電子メール shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

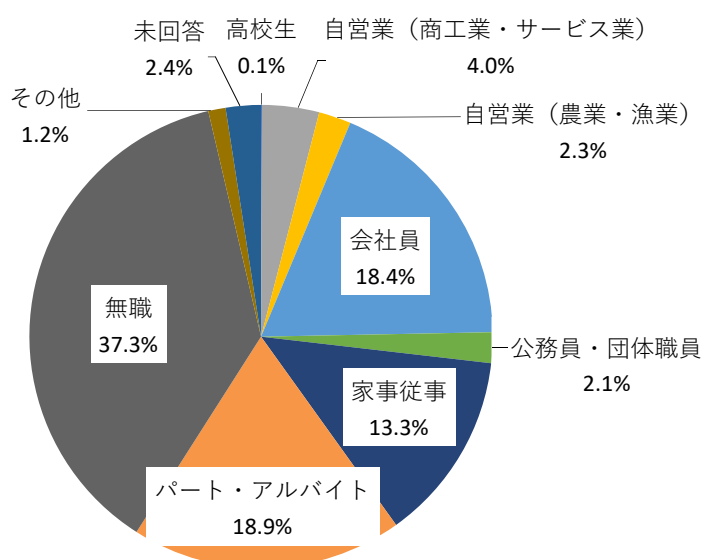
(1) 性別



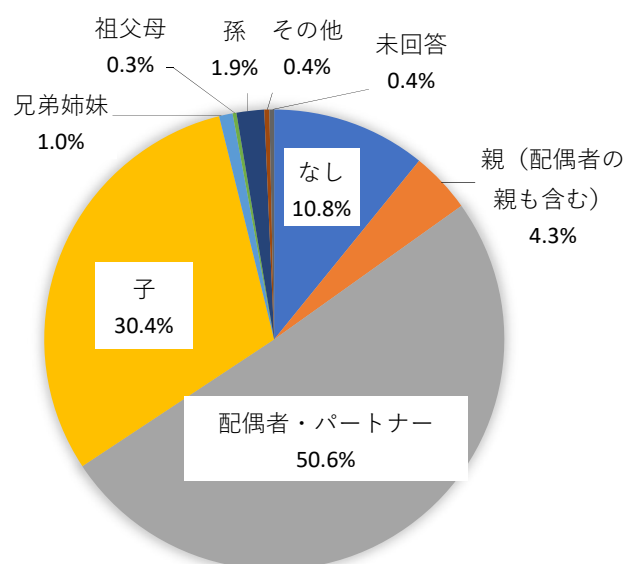
(2) 年齢



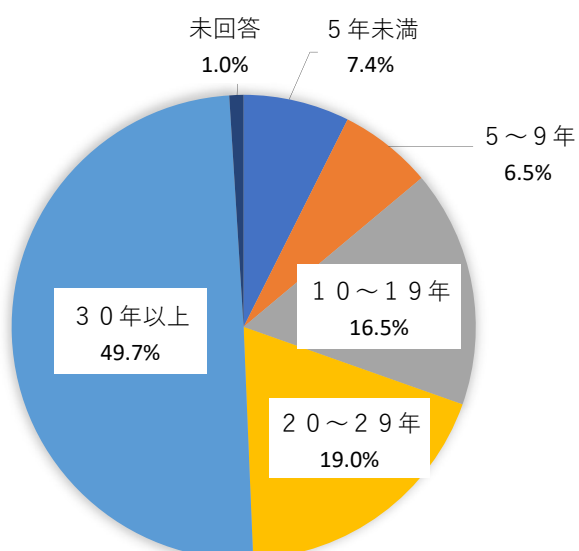
(3) 職業



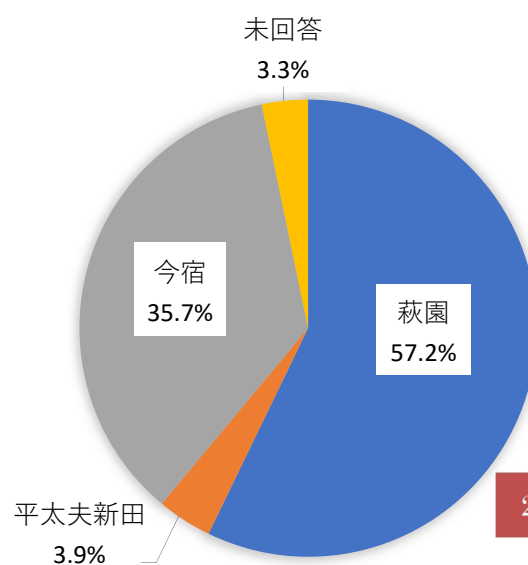
(4) 同居人



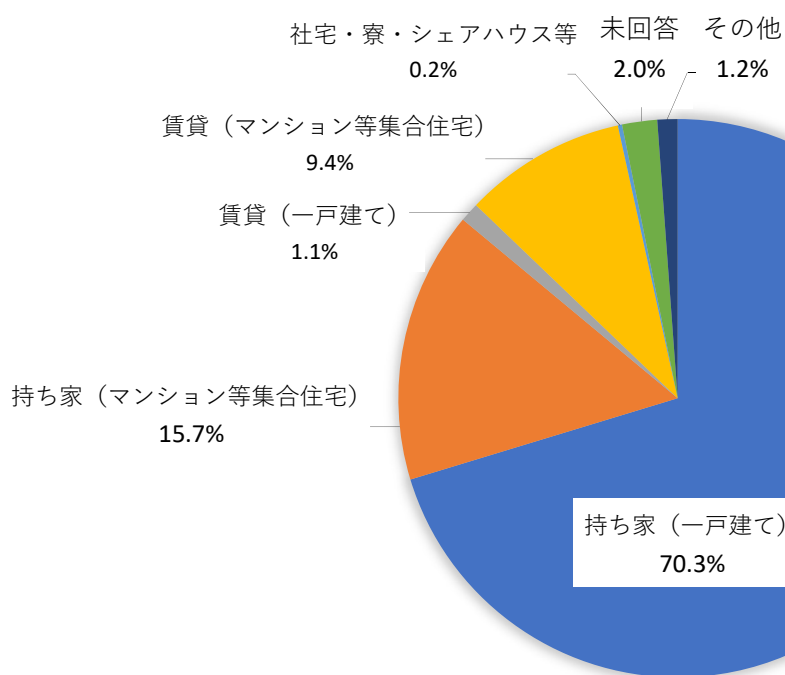
(5) 居住年数



(6) 居住地域



(7) 居住形態

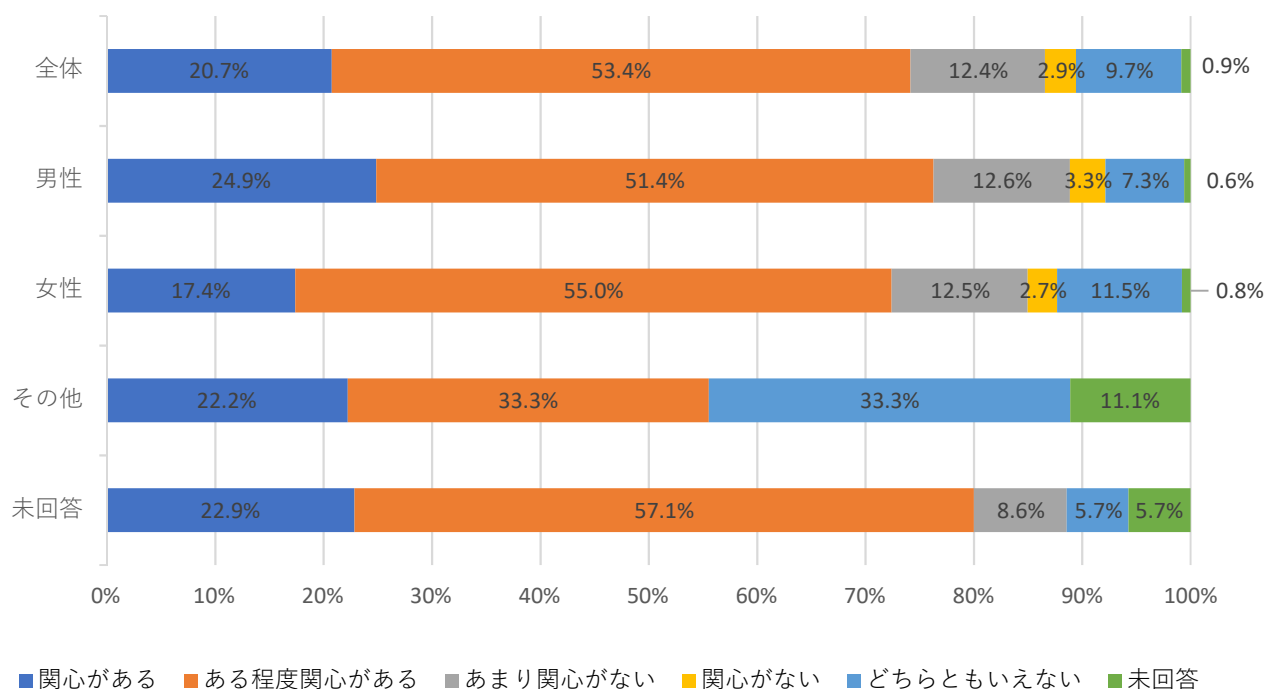


(8) まちづくりへの関心

鶴嶺西地区のまちづくりへの関心度は、「関心がある」が 20.7%、「ある程度関心がある」が 53.4% となっており、関心のある層が全体の約 74%を占めている。

一方で、関心のない層が全体の約 15.3%となっている（「あまり関心がない」と「関心がない」の合計）。

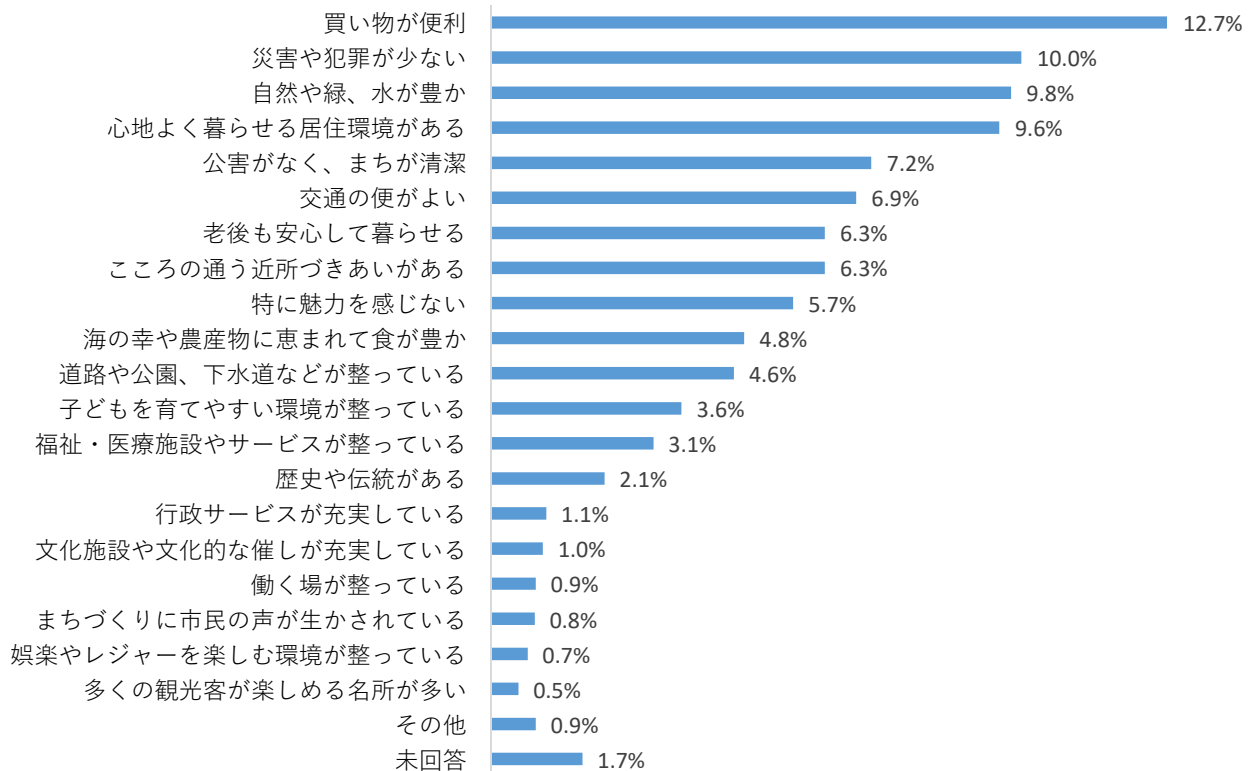
性別でみると、女性と比較して男性のまちづくりへの関心度が高い。



(1) 鶴嶺西地区の魅力

問2 どんなところに鶴嶺西地区の魅力を感じていますか。(複数回答あり)

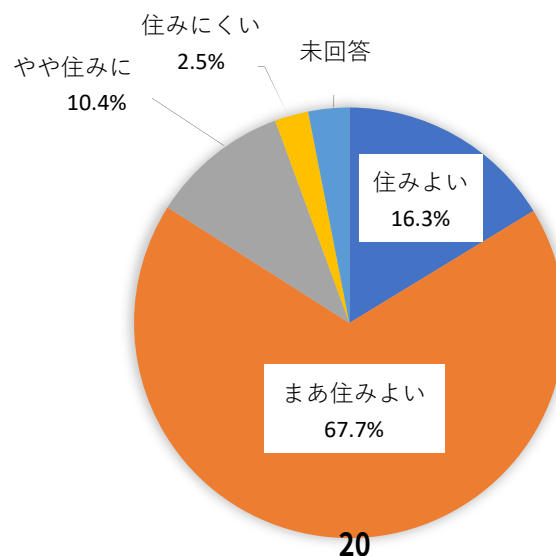
鶴嶺地区の魅力は、「買い物が便利」が12.7%と最も多く、次いで、「災害や犯罪が少ない」が10%、「自然や緑、水が豊か」が9.8%、「心地よく暮らせる居住環境がある」が9.6%となっています。



(2) 鶴嶺西地区の住みやすさ

問3 鶴嶺西地区は住みよいまちだと感じますか。

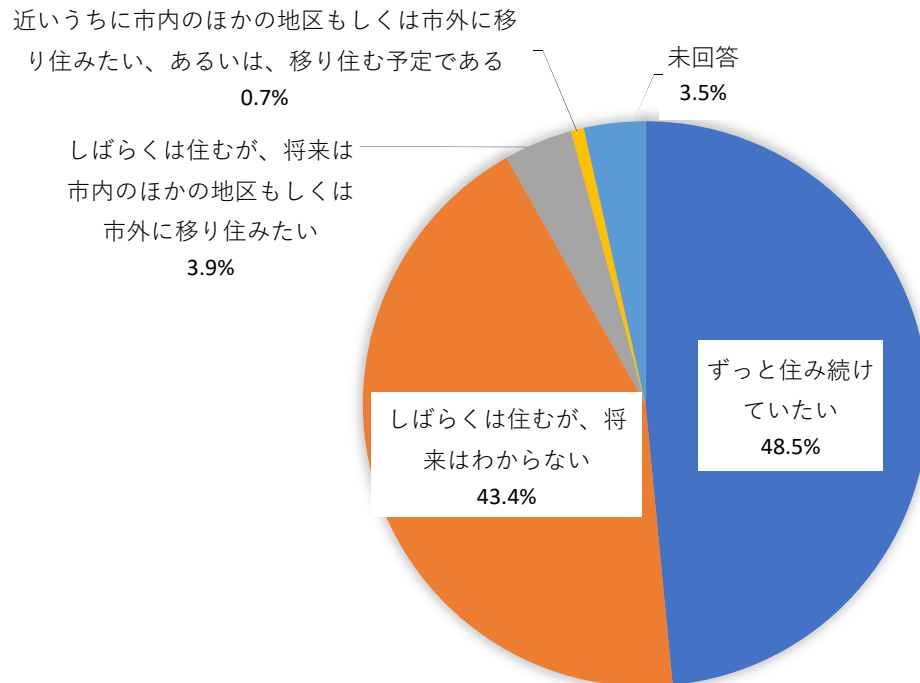
鶴嶺西地区の住みよさは、「住みよい」が14.0%、「まあ住みよい」が72.2%となっており、全体の約86.2%が「住みよい（「住みよい」と「まあ住みよい」の合計）」と回答しています。



(3) 鶴嶺西地区での定住意向

問4 今後も鶴嶺西地区に住み続けたいと思いますか。

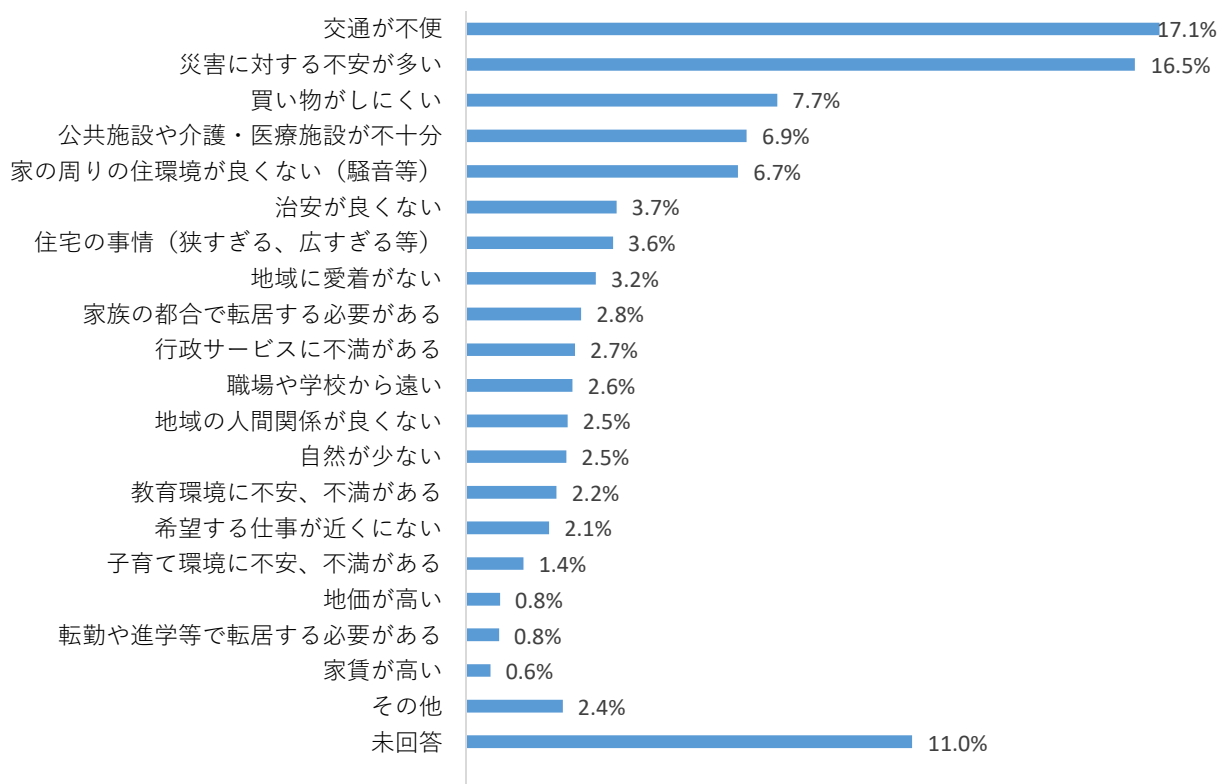
鶴嶺西地区での定住意向は、「ずっと住み続けていたい」が48.5.0%、「しばらくは住むが、将来はわからない」が43.4%となっています。



(4) 移り住みたいと考える理由

問5 あなたにとって、地区外に移り住む要因となるものをお答えください。(複数回答あり)

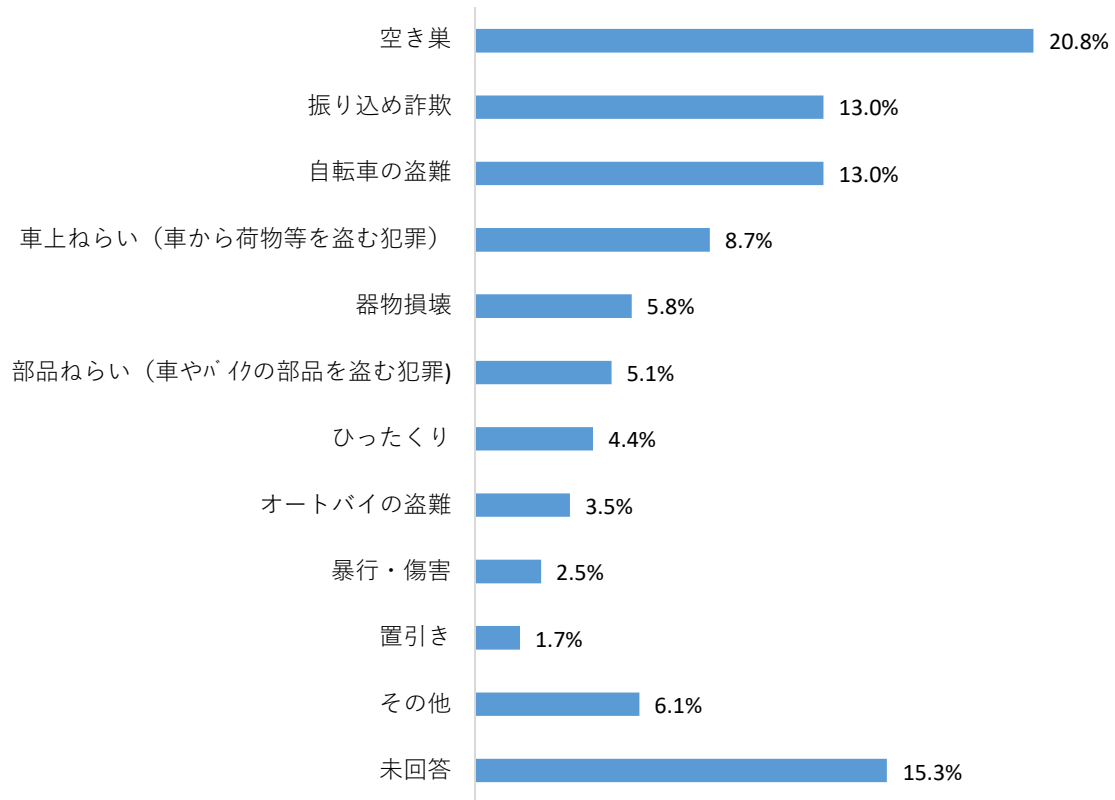
移り住みたいと考える理由は、「交通が不便」が最も多く17.1%、次いで、「災害に対する不安が多い」が16.5%となっています。



(5) 不安に思う犯罪

問6 鶴嶺西地区に住んでいて、特に不安に思う犯罪はありますか。(複数回答あり)

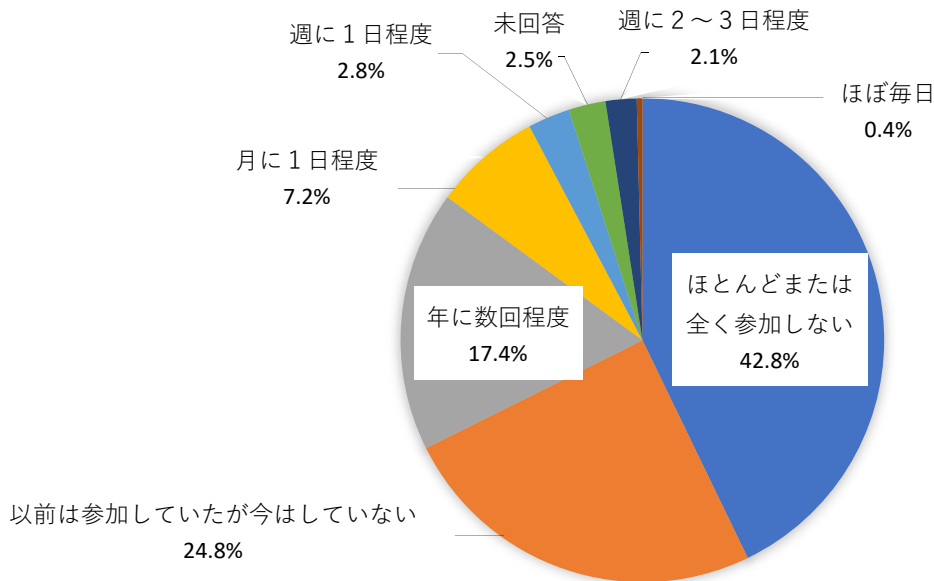
移り住みたいと考える理由は、「空き巣」が最も多く 20.8%、次いで、「振り込め詐欺」「自転車の盗難」が 13.0%となっています



(1) 地域活動への参加状況

問7 あなたは、地域での活動（自治会活動、PTA活動など地域のさまざまな団体が行っている地域の住民のための活動）にどの程度参加していますか。

活動への参加状況については、「ほとんどまたは全く参加しない」が42.8%と最も多くなっています。一方で、「年に数回程度」が17.4%となっています。

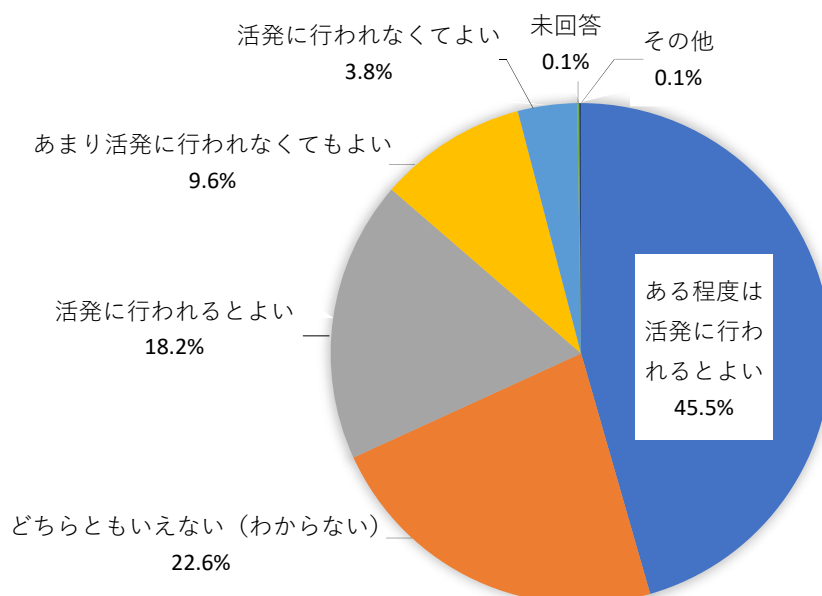


(2) 地域活動が活発化意向

問8 あなたは、地域での活動が活発に行われればよいと思いますか。

地域での活動が活発に行われるとよいかどうかは、「活発に行われるとよい」が18.2.7%、「ある程度は活発に行われるとよい」が45.5%となっており、活発を望む層が全体の約64%を占めている。

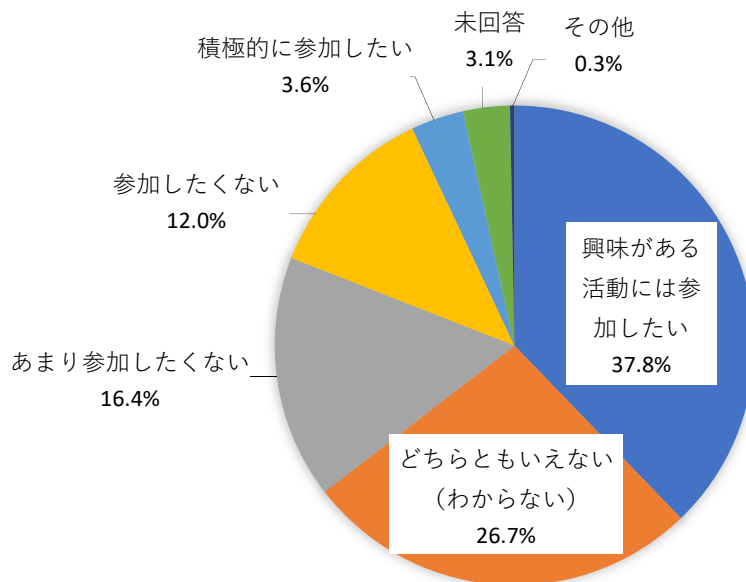
一方で、活発を望まない層が全体の約13.4%となっている（「活発に行われなくてよい」「あまり活発に行われなくてもよい」の合計）。



(3) 地域活動への参加意向

問9 あなたは、地域のためのボランティア活動に参加したいですか。

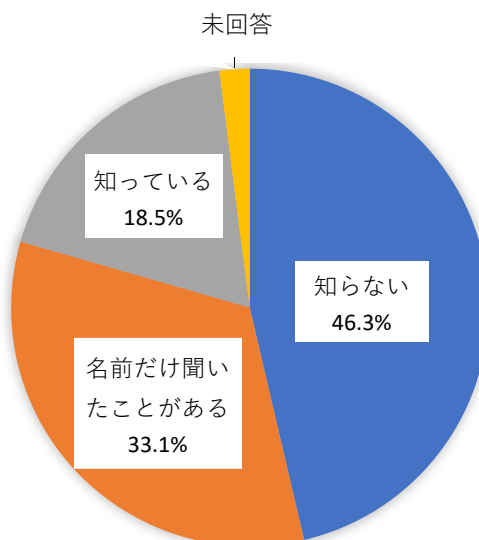
地域活動に参加したいかどうかについて、「興味がある活動には参加したい」が37.8%と最も多く、次いで、「参加したくない」「あまり参加したくない」と答えた層が28.4%となっています。



(4) 鶴嶺西地区まちぢから協議会の認知度

問10 「鶴嶺西地区まちぢから協議会」を知っていますか。

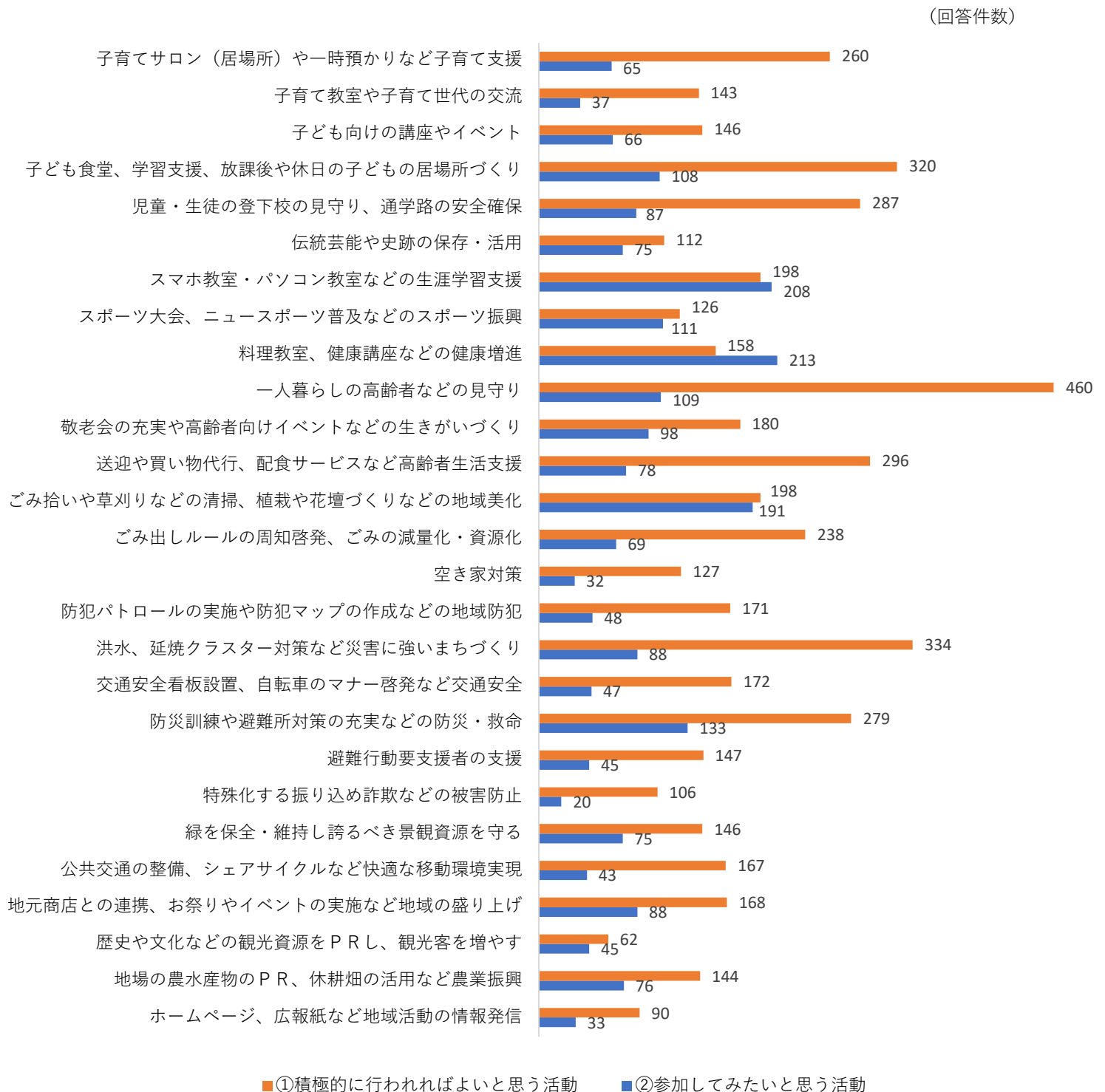
鶴嶺西地区まちぢから協議会を、「知っている」「名前だけ聞いたことがある」の合計が51.6%、「知らない」が46.3%となっている。



(5) 積極的に行われれば良い活動、参加してみたい活動

問 11 鶴嶺西地区でどのような活動が積極的に行われればよいと思いますか。また、あなた自身、どのような活動ならば参加してみたいと思いますか。

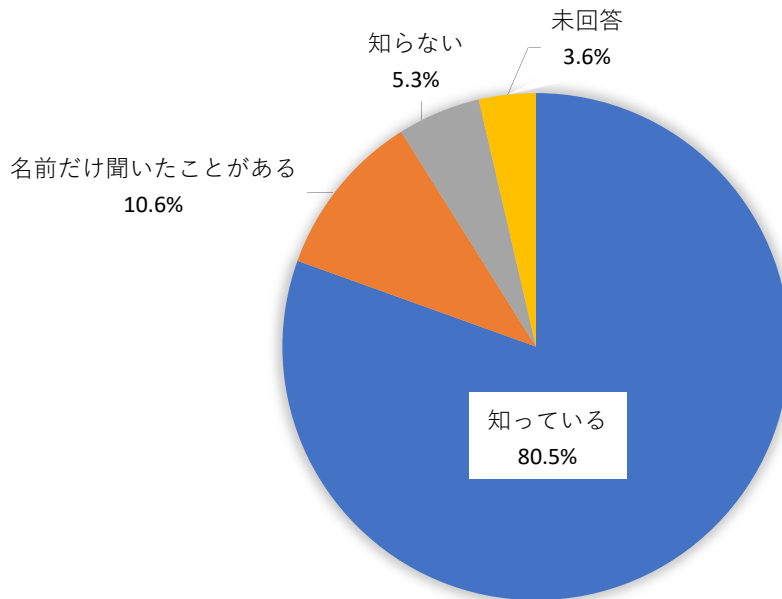
積極的に行われればよいと思う活動は、「一人暮らしの高齢者などの見守り」活動、次いで、「洪水、延焼クラスター対策など災害に強いまちづくり」活動が多い回答数となっている。また、参加してみたいと思う活動は、「料理教室、健康講座などの健康増進」活動、次いで、「スマホ教室・パソコン教室などの生涯学習支援」活動となっている。



(1) 鶴嶺西コミュニティセンターの認知度

問 12 鶴嶺西コミュニティセンターを知っていますか。

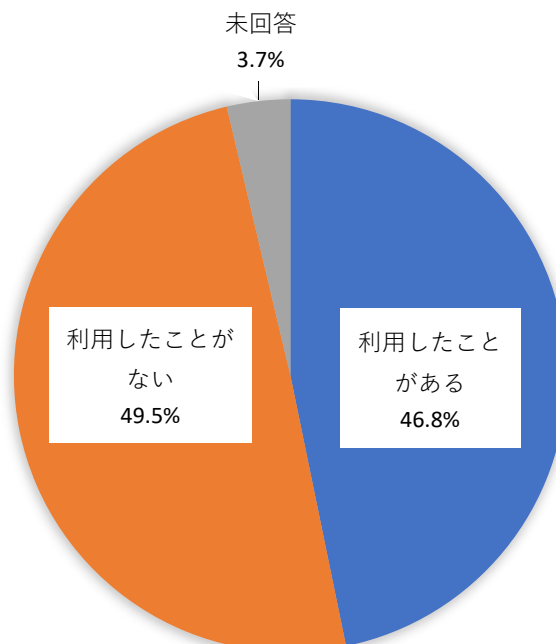
鶴嶺西コミュニティセンターを「知っている」「名前だけ聞いたことがある」の層の合計が 91.1%、一方で「知らない」が 5.3%となっています。



(2) 鶴嶺西コミュニティセンターの利用状況

問 13 鶴嶺西コミュニティセンターを利用したことがありますか。

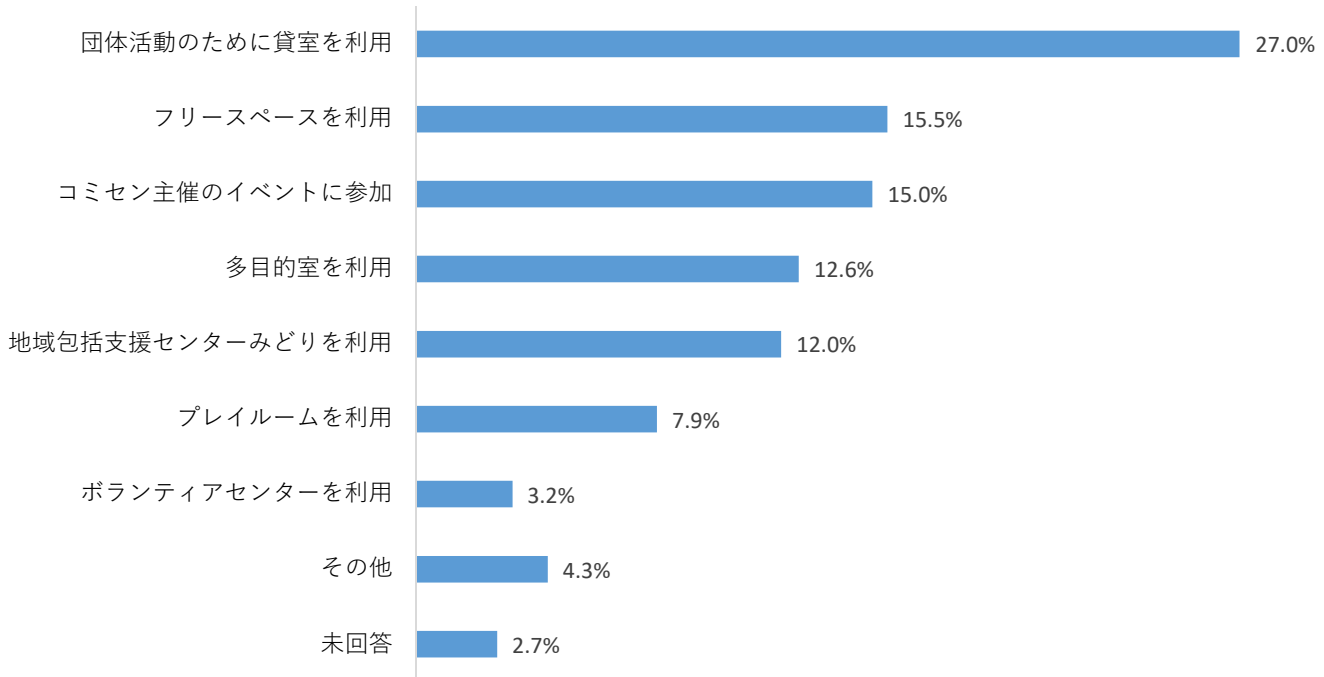
鶴嶺西コミュニティセンターを「利用したことがない」が 49.5%、「利用したことがある」が 46.8%となっています。



(3) 鶴嶺西コミュニティセンターの利用目的

問 14 鶴嶺西コミュニティセンターを利用した目的は何ですか。(問 14 で「利用したことがある」を選んだ方のみ、複数回答あり)。

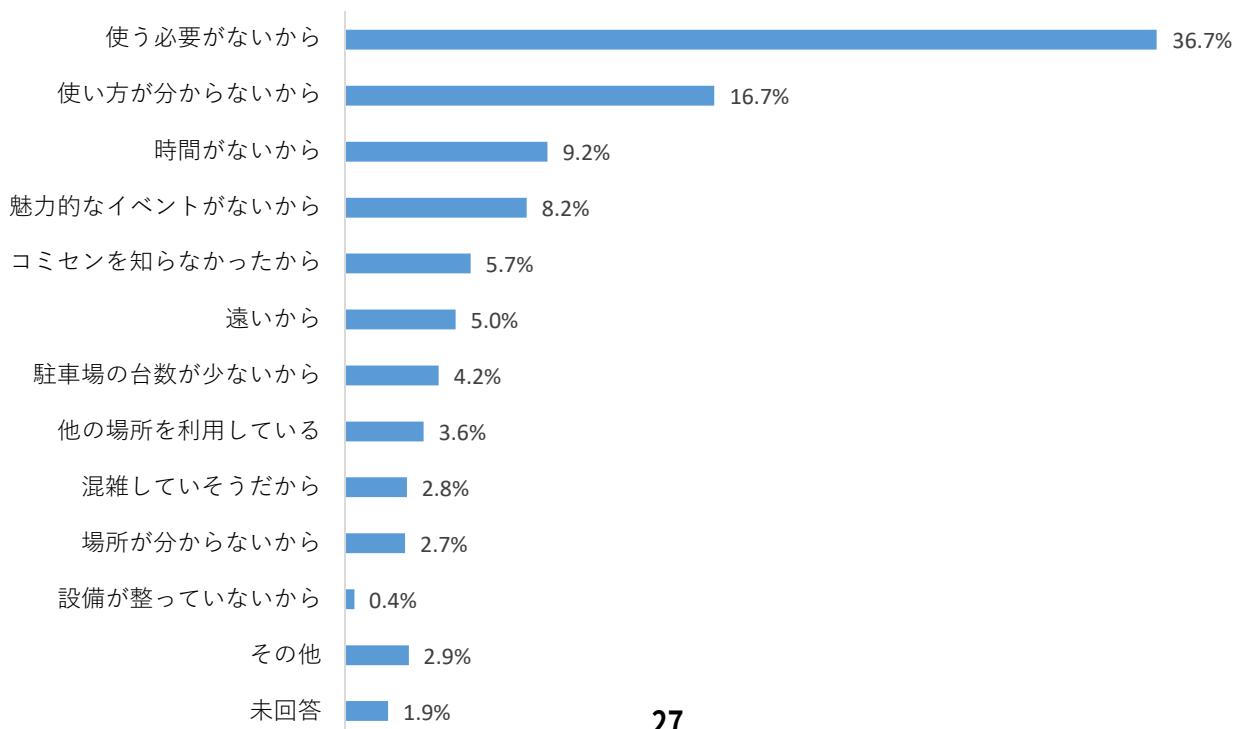
鶴嶺西コミュニティセンターを利用した目的は、「団体活動のために貸室を利用」が 27.0%、次いで「フリースペースを利用」が 15.5%、「コミセン主催のイベントに参加」が 15.0%となっています。



(4) 鶴嶺西コミュニティセンターを利用しない理由

問 15 鶴嶺西コミュニティセンターを利用しない理由は何ですか。(問 14 で「利用したことがない」を選んだ方のみ、複数回答あり)。

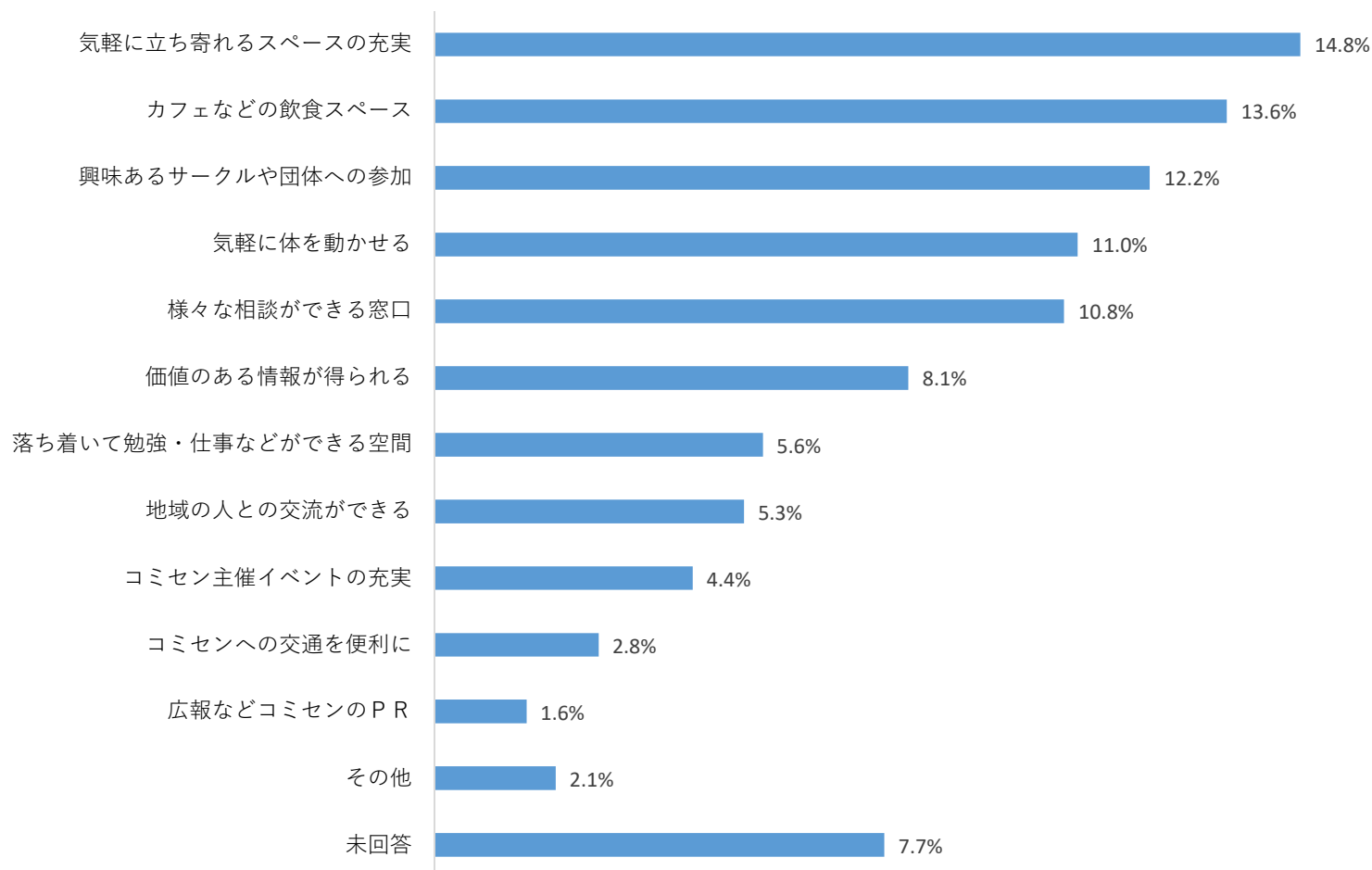
鶴嶺西コミュニティセンターを利用しない理由は、「使う必要がないから」が 36.7%、次いで、「使い方が分からないから」が 16.7%となっています。



(5) 鶴嶺西コミュニティセンターへの希望

問 16 どのようなことがあれば鶴嶺西コミュニティセンターを利用したいですか（複数回答あり）。

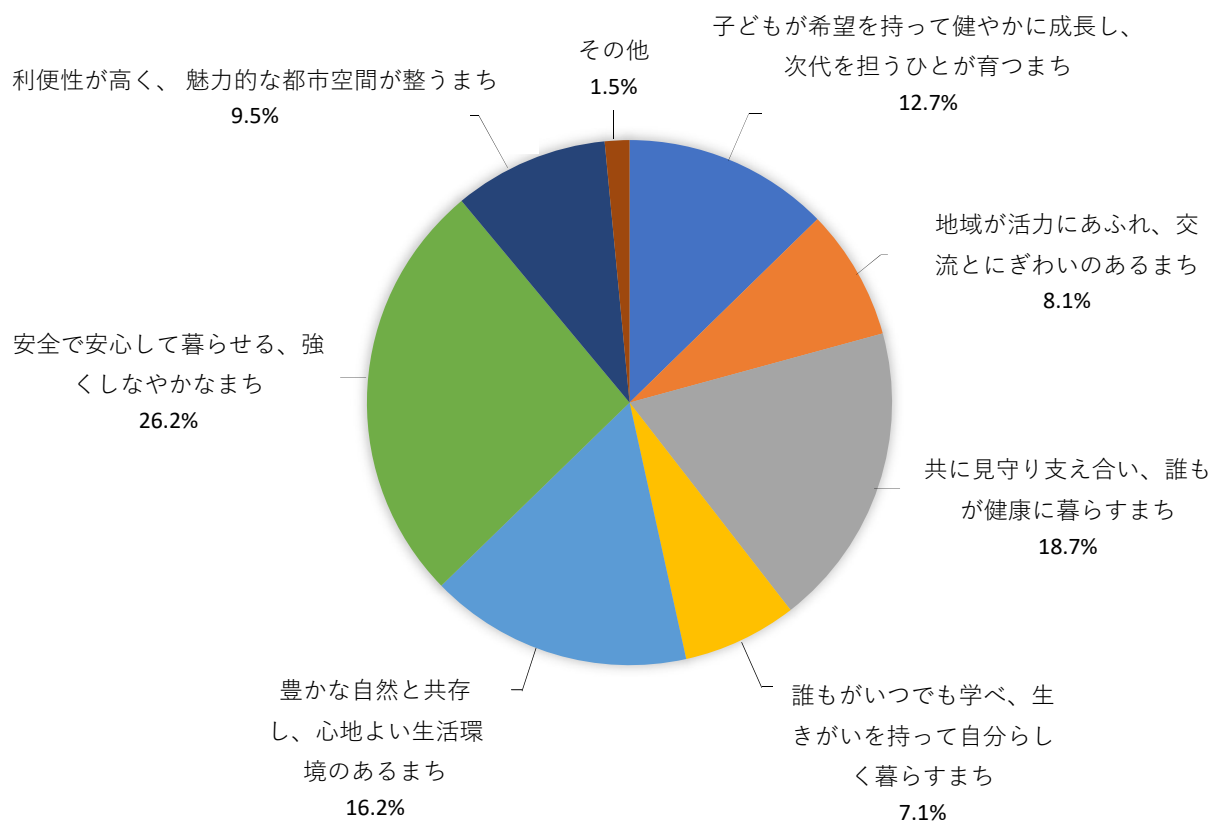
鶴嶺西コミュニティセンターへの希望は、「気軽に立ち寄れるスペースの充実」が 14.8%、次いで、「カフェなどの飲食スペース」が 13.6%、「興味あるサークルや団体への参加」が 12.2%となっています。



(1) 将来、鶴嶺西地区がどのような地区になっているとよいか

問 17 あなたは、将来、鶴嶺地区がどのようなまちになっているとよいと考えますか。

鶴嶺西地区の将来像については、「安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち」が 26.2%と最も多く、次いで、「共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち」が 18.7%、「豊かな自然と共存し、戸心地よい生活環境のあるまち」が 16.2%となっています





地域を知って つながろう

～自治会のすすめ～

自分たちの住む地域を、自分たちの手でより良くする
その活動をしているのが**自治会**です

環境美化・資源の活用

身近な地域の『きれい』を保つために、地域清掃やごみ・資源物集積所の維持管理等をしています。



集積所はほとんどが自治会の管理で、班や組で順番に集積所の掃除をしている地域もあるぞよ

災害時の備え

地震や大雨などの災害時に備え、自治会を中心とした自主防災組織が活動しています。



いざって時がこないと実感が湧かないけれど、とっても大事な活動だね。大きな災害が起きた時、救助が来るまでは地域での支え合いが本当に大切になるの

これ、み～んな自治会でやっていることぞよ



コミュニケーションの場

納涼祭や地区運動会など、地域住民の親睦・交流を図るイベントを開催している地域もあります。



子育て中の親同士のサロンなど、情報交換が出来る居場所づくりについて、知る機会が増えます。

防犯活動

防犯パトロールや子どもたちの安全を守るための登下校の見守りをみんなで協力して行っています。



日々の生活の中で、地域に意識を向けることが見守りの第一歩ぞよ。ひとりの目よりみんなの目！

普段から挨拶が交わされている地域は犯罪が起きにくいんだって！おまつりやイベントは知り合いを作るチャンスぞよ♪



自治会って 何のためにあるの？

ご近所同士が協力して、
安心して暮らせるよう
“みんなのため”にある
んだよ

忙しくて当番なんてできないよ どうしよう…

まずは自治会役員に相談してみよう！
状況の変化はお互いさま
出来ることから始めよう♪

市の木 あかしあ

みなさんのご意見に
おこたえします！



見守り活動

自治会の仕事って どんなことをするの？

地域によっていろいろ工夫しているけど、
そこに住むみんなのためになるような活動がメインだよ
ごみ集積所の管理や、防災訓練、運動会などの行事の開催、子ども会・老人会などの補助、回覧物の配布もね☆

自治会費って何に使うの？

それぞれの自治会で、地域のみんなのために役立てられているよ
防災備品の管理や自治会館の修繕費、回覧物の印刷費や色々な行事にも！



運動会

引っ越してきたばかりで なんだか不安…

最初は誰だってドキドキ★
だけど勇気を出して飛び込んでみよう
いい繋がりが出来るチャンスになるかも！

ご近所付き合いなんて面倒だなあ～

毎日密に付き合う必要はないよ
でも、困った時に頼れるご近所さんがいるのって
心強いものだよ♪

市の鳥 シジュウカラ

自治会の活動に参加してみたいな♪

ぜひ、自治会役員に相談してみて！！
年齢なんて関係ないよ！
学生・若者も大歓迎♥

市の花 つつじ



防災訓練

あったか～いみんなのふるさと 茅ヶ崎

お問い合わせ先

茅ヶ崎市まちづから協議会連絡会

電話番号:0467-84-9781 FAX:0467-84-9782



自治会への加入やお問い合わせは下記まで

_____ 自治会 担当 _____ 連絡先 _____

鶴嶺西コミュニティセンター案内

1Fいつでもどなたでも自由に使えるフロアー



プレイルーム

乳幼児のための遊び場です。保護者同伴での入室をお願いします。クッションフロアとなっていて、靴を脱いで遊べます。カーテンで仕切られた授乳スペースもあります。



フリースペース

どなたでも自由に使えるスペースです。自動販売機の他に、温かいお茶やコーヒー等の販売もあります。フリーWi-Fi 完備。小型家電回収BOXと公共予約システム端末を設置しています。事務用品や、トランプや将棋などのフリースペース内で使える遊具の貸し出します。



多目的室(ミニ体育館)

気軽に体を動かせるスペースです。広さはバドミントンコート約1面分。予約なしでどなたでも利用できますが、未就学児は保護者同伴での利用となります。土足は禁止なので、できるだけ上履きをお持ちください。バドミントンやカラーボールなど遊具の貸し出しもしています。



テラス

ベンチを常設している他、天気の良い日はテーブルと椅子を出しています。毎週日曜はあさ市を開催。新鮮な野菜などを販売しています。



コピー・印刷コーナー

《複合コピー機》

■モノクロ A3/A4/B4

■カラー A3

A4/B4

《モノクロ印刷機》

■1原稿 500 枚まで 100 円 用紙は各自ご用意ください



2F登録した団体が予約して利用する 会議室・調理室フロアー



鶴嶺西地区地域包括支援センター みどり

茅ヶ崎市から委託された公的な福祉機関で、健康や医療・生活に関する福祉の各種相談に応じています。介護や認知症予防に関する地域活動や活動支援にも対応しています。

つるみね西 ボランティアセンター

地区社会福祉協議会が運営し、同じ地区に暮らす人同士の支え合い活動をしています。掃除・草取り・買い物などちょっとした困りごとや手伝いが欲しいときの相談に対応しています。

受付時間：水曜・金曜／10：00～12：00



会議室 5

調理室

会議室 1～4